

## 豊島区の学校や幼稚園について よくあるご質問にお答えします!

☎ 学務課学事グループ TEL3981-1174

### 小学校・中学校

#### 【入学する学校・隣接校選択制度（※詳細は P8～9 参照）について】

##### Q 区立小学校や区立中学校の通学区域は？

A 豊島区では、お子さんの就学に際して、住民基本台帳の住所により通学区域を設けて、就学すべき学校を指定しています。（この学校を指定校といいます。）通学区域については P16・17 を参照ください。

##### Q 通学区域以外の区内の学校に変更したい場合、どのような手続きがありますか？

A 新1年生は「隣接校選択制度」を利用し、通学区域校（指定校）に隣接する学校に変更することができます。ただし、隣接校選択の受入枠を超えた場合には、抽選となります。抽選に当選しなかった場合は、通学区域校（指定校）に入学となります。

また、特別な事情により、指定校以外の学校を希望する場合は、教育委員会が定めた基準により学校の変更が相当と認められ、受け入れる学校の収容人数上支障がない場合には、指定校を変更できる「指定校変更制度」があります。

##### Q 兄（姉）が通学している、指定校ではない学校に入学させたいが、どのような手続きが必要ですか？

A 隣接校選択制度の利用が可能な場合は、必ず、受付期間内に「隣接校選択希望申請書」を提出してください。ただし、隣接校選択制度の受け入れ枠を超えて申請があった場合には、抽選となります。

抽選により当選しなかった時は、兄（姉）が翌年度も希望する学校に在籍している場合、指定校変更許可基準に該当するため、指定校変更申請が可能です。

（※但し、学校の収容状況によっては、受け入れできない場合があります。）

#### 【転居・転入・転出について】

##### Q 豊島区外へ転出する場合の転校手続きは？

A 現在通っている学校において発行される在学証明書・教科書給与証明書を持参し、転出先へ住民票を移動後、新たな市区町村の教育委員会で手続きをしてください。

##### Q 隣接校選択の申請受付期間後となる10月以降に転入が確定していますが、隣接校選択制度を利用することはできますか？

A 隣接校選択制度は申請受付期間内に住民票があり、申請書を提出した方しか利用することができません。なお、特別な事情により、指定校以外の学校を希望する場合は、教育委員会が定めた基準により学校の変更が相当と認められ、受け入れる学校の収容人数上支障がない場合には、指定校を変更できる「指定校変更制度」があります。

##### Q 区内で転居することになりました。隣接校選択の希望申請書を提出しましたが、転居後も希望は有効ですか？

A 希望する学校の隣接学区へ転居した場合は有効となりますが、隣接学区外へ転居した場合は無効となります。

##### Q 現在、豊島区外に住民票があります。3月末までに豊島区に転入し、豊島区の学校へ入学予定です。どのような手続きをしたらよいですか？

A 転入時期と、転入先が確定したら、学務課学事グループへご連絡ください。必要な手続きをご案内します。また、入学前に準備する物等、事前に入学予定の学校に確認しておいてください。

<小学校の場合>

小学校入学予定者は、11月に就学時健康診断が実施されます。実施日時点で、住民票のある自治体の学校で受診してください。転入前の住所地で受診した場合、就学時健康診断の結果は、入学する学校に後日送付されます。

また、入学前に、就学時健康診断実施日以降に転入されてきた方は、入学される予定の学校長と面談をしていただきますので、あらかじめ、学校と転入予定日以後の面談日を調整しておいてください。

##### Q 特別な事情により、豊島区以外の公立の学校に通学させたい場合、どのような手続きがありますか？

A 通学を希望する学校のある自治体の教育委員会へご相談ください。

##### Q 豊島区に居住しているが、事情があり、住民票を置くことができません。豊島区の学校へ入学することはできますか？

A 事情により、入学可能な場合があります。学務課学事グループまでご相談ください。

##### Q 3月頃転入予定です。2月に学校で実施される入学説明会は出席できますか？

A 入学が確実な方を対象とした入学説明会です。参加可能かどうかは、各学校へお問い合わせください。

#### 【私立学校等への進学について】

##### Q 私立学校等への受験を考えています。区立の学校へ行くか、私立学校等へ行くか、現時点では分かりません。隣接校選択希望申請書を提出することはできますか？

A 隣接校選択制度は、申請受付期間中にしか利用することができません。区立の学校に行く可能性があるのであれば、提出してください。なお、私立学校等に入学が決まりましたら、私立進学が決定したことを区立学校へ連絡の上、学務課学事グループで必要な手続きをお願いします。

##### Q 私立学校等に入学することになりました。必要な手続きはありますか？

A 入学する学校が決定了ら、豊島区教育委員会からお送りした区立学校の入学通知書に、入学する学校の「入学許可（承諾）書」（※学校によって名称が異なります）を添えて、学務課学事グループへご提出ください。すぐに提出できないときは、必ず電話連絡の上、提出するようにしてください。

※同時に入学通知書に指定された区立学校にも連絡をしてください。

**Q** 私立学校等を受験しています。学校が決まるのが、「入学確認票」の提出期限後になります。「入学確認票」は提出した方がよいですか？

**A** 入学確認票は、入学することが確定したら、学校へ提出してください。遅れる場合は、学校にいつ確定するかのご連絡をお願いします。  
その後、区立学校へ入学することが確定した場合は、「入学確認票」を学校へ提出してください。  
私立学校等へ入学する場合は、豊島区教育委員会学務課学事グループへ電話連絡の上、教育委員会からお送りした区立学校の入学通知書に、入学する学校の「入学許可（承諾）書」（※学校によって名称が異なります）を添えて、学務課学事グループへご提出ください。  
※同時に入学通知書に指定された区立学校にも連絡をしてください。

## 【その他】

**Q** ランドセルに指定はありますか？

**A** 豊島区指定のランドセルはありません。詳細は各学校にお問い合わせください。

**Q** 入学前に必要なものの確認はいつごろどのようにすればよいですか？

**A** 2月頃、入学予定者を対象に、各学校において入学説明会が実施されます。その際、必要な手続き等の説明が行われます。詳細は、各学校へお問い合わせください。

**Q** 学校参観週間や行事等の日程が合わず、利用できません。学校を見学したいのですが、方法はありますか？

**A** 学校参観週間以外の日でも、学校の見学は可能です。見学を希望される場合は、各学校に直接お問い合わせください。

**Q** 教科書等の費用はかかりますか？

**A** 授業料と学校で使用する教科書は無償ですが、給食費、教材費、遠足や移動教室、体操着等は費用が別途かかります。

**Q** 就学援助・就学奨励費とは？

**A** 国公立の小・中学校でかかる費用を援助しています。豊島区内の公立学校に通学されている児童・生徒については、毎年4月に学校から申請書が配付されますのでご利用ください。

### <就学援助>

援助が受けられる費用…給食費、学用品費、移動教室費、修学旅行費など

対象…所得が一定基準以下の援助希望者

### <就学奨励費>

援助が受けられる費用…学校教育法施行令第22条の3に規定する障害のある児童・生徒の保護者、特別支援学級に在籍または通う児童・生徒の保護者への就学の費用

対象…援助希望者

申請を希望するかたは学務課学事グループへ。

## 幼稚園

**Q** 区立幼稚園の新入園児募集はいつですか？

**A** 新入園児の募集は、毎年10月頃に行っています。募集時期については、豊島区のホームページや広報としまをご確認いただくか、直接学務課学事グループへお問い合わせください。年度途中からの入園については、ご希望の幼稚園に空きがある場合に、入園申込みができます。入園申込みは、直接学務課学事グループで手続きをしてください。区内には西巣鴨幼稚園、池袋幼稚園、南長崎幼稚園があります。

新入園児の募集は毎年10月頃に行っています。

【対象者】豊島区に住所があり、現に居住している満4歳または満5歳の幼児

【定員】1学級30名（各園2学級）

【経費】※所得に応じた減免制度があります。

入園料：3,000円

保育料：年額120,000円（月額10,000円）

※幼児教育無償化により、令和元年10月から無償となります。

【教育時間】9時～14時（園庭開放）14時～15時30分

**Q** 区立幼稚園の預かり保育とは？

**A** 区立幼稚園では、保護者の子育てを支援するため、教育時間終了後や長期休業日に希望する方を保育します（※長期休業中は、令和元年度時点では、池袋幼稚園のみで試行実施しています。）

【対象者】区立幼稚園の在園児（希望者）

【時間】学期中：教育時間終了後～17時

長期休業中：9時～17時

【費用】登録利用者：月額5,000円

一時利用者：日額500円

長期休業中利用者：日額800円

※令和元年10月から「保育の必要性の認定」を受けた場合、月11,300円範囲で無償となります。

【申請窓口】お子さんの通っている幼稚園で直接お申し込みください。

### ～ご協力をお願い～

#### 区立小・中学校に入学しない場合は、必ずお知らせください。

国都私立小・中学校に入学するため、区内小・中学校に進学しない場合は必ず豊島区教育委員会学務課学事グループにご連絡ください。円滑な学級編成のためにもご理解、ご協力をお願いいたします。